令和３年４月１日
奈良市企業局企業総務課

送・配水管工事に係る最低制限基準価格等の算出割合の改正について（通知）

令和３年４月１日以降に発注する送・配水管工事について、最低制限基準価格等（最低制限モデル型算出価格、調査基準モデル型算出価格を含む。）の算出割合を下記のとおり改正します。その他の工事については、変更ありません。

記

単位：％

	令和３年３月３１日まで	令和３年４月１日以降
直接工事費	９５	９７
共通仮設費	９０	９０
現場管理費	６０	９０
一般管理費	３０	５５
範囲	７０～９０	７５～９２